市・都民税、所得税の申告準備はお早めに

2月から市・都民税、所得税の申告受け付けが始まります。期間・会場などは、「広報あきしま」2月1日号でお知らせします。

税理士による確定申告相談（無料／事前に要申込）

所得税・消費税などの申告（譲渡・贈与・相続関係を除く）や、所得税申告書の書き方について相談できます。会場で作成した申告書は当日提出できますので、作成に必要な書類をお持ちください。

ただし、申告書の提出のみの場合は受け付けできませんので、直接、立川税務署へ提出してください。

◇期日　2月5日(水)・6日(木)の午前9時15分～11時30分、午後1時～3時45分

◇場所　市役所1階市民ホール

◇対象

＊年金受給者で、公的年金等の収入金額が400万円を超える方、公的年金の雑所得以外の所得金額が20万円を超える方

＊給与所得者で、年末調整をしていない方　など

※高額所得者や相談内容が複雑な方は、税務署の作成会場をご利用いただくか、各自で税理士に相談(有料)してください。

◇持ち物　源泉徴収票、マイナンバーカード、国民年金保険料・寄附金などの支払いを証明する書類、生命保険料控除証明書など

※還付申告の場合は、還付金の振り込み先の口座が分かるものもお持ちください。

◇申し込み　1月10日から無料申告相談事前申し込み専用サイトで

※電話での受け付けは行っていません。

※当日分の入場整理券を午前9時15分から市役所1階市民ホールで配布します(なくなり次第終了)。

申告書の作成会場を開設

所得税(復興特別所得税)・贈与税・個人消費税の申告書を、相談しながら作成できます。公共交通機関でご来場ください。

◇期日　2月17日(月)～3月17日(月)の平日、3月2日(日)

◇時間　午前9時～午後5時(受け付けは午前8時30分～午後4時)

※入場整理券を事前に国税庁公式LINE(ライン)アカウントで発行するほか、当日分を立川地方合同庁舎で配布します。

国税庁公式LINE▼

※入場整理券をお持ちでない方は入場できません。

※混雑時は、早めに受け付けを終了することがあります。

◇場所　立川地方合同庁舎

◇持ち物

＊確定申告に必要な書類

＊マイナンバーカード

＊スマートフォン(お持ちの方のみ)

所得税の還付について

給与所得などのある方で、令和6年中に次のような理由で源泉徴収税額が過納となっている場合は、源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

＊住宅ローンなどを借り入れて住宅を取得した

＊多額の医療費を支払った

＊寄附金・義援金を支払った

＊年の途中で退職した

＊令和6年分の所得が公的年金等に係る雑所得のみで、源泉徴収されている　など

◎ふるさと納税のワンストップ特例制度を申請した方へ

医療費控除などのために確定申告を行う場合や6団体以上に寄附した場合は、ワンストップ特例制度は適用されません。通常の寄附金控除と同様に申告をしてください。

郵送での提出

申告書は提出用のみを送付してください。

控え用を送付していただいても、収受日付印の押印は行いません。必要に応じ、ご自身で控えの作成・提出日の記録をお願いします。

◇宛先　〒190-8565　立川地方合同庁舎立川税務署

オンラインで申告書の作成を

国税庁ホームページ内の確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に従って入力すると、自動計算により、申告書などを作成できます。作成後は、オンラインで送信するか、印刷して税務署へ提出してください。

国税庁 確定申告書等作成コーナー▼

相談はチャットボットや電話で

チャットボットや電話でも相談することができます。

＊国税庁税務相談チャットボット

＊国税相談専用ダイヤル☎0570-00-5901

＊e-Tax(イータックス)・作成コーナーヘルプデスク☎0570-01-5901

☆詳しくは、立川税務署☎042-523-1181へ。